

## 介護納付金の算定方法等について

### 目 次

1 介護給付費納付金の概要について.....	1
2 第2号被保険者数調査結果について.....	10

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更があり得る。

支払基金チーム

## 介護給付費納付金の概要について

### 1. 法的根拠

#### 介護保険法第150条～抄～

第1項 支払基金は、第160条第1項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、医療保険者から、介護給付費納付金を徴収する。

第2項 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収し、納付金を納付する義務を負う。

### 2. 介護給付費納付金の算定式～法第151条～

$$\boxed{\text{当該年度に各医療保険者が支払基金に対して納付する金額}} = \boxed{\text{当該年度の概算介護給付費納付金の額 A}}$$

$$- \left( \boxed{\text{前々年度の概算介護給付費納付金の額}} - \boxed{\text{前々年度の確定介護給付費納付金の額 B}} \right) + \boxed{\text{調整金額 C}}$$

### 3. 概算介護給付費納付金 A の算定式～法第152条～

$$\boxed{\text{当該年度の概算介護給付費納付金の額 A}} =$$

$$\boxed{\text{当該年度のすべての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額 A-1}}$$

$$\times \boxed{\text{当該年度における当該医療保険者に係る第2号被保険者の見込数 A-2}}$$

$$\boxed{\text{すべての医療保険者に係る第2号被保険者の見込数の総数 A-3}}$$

$$\boxed{\text{第2号被保険者1人当たり負担見込額 A-4}}$$

#### A-1 医療保険納付対象額の見込み額の総額（算定省令第7条）

= 前々年度のすべての市町村の標準給付費額の総額・・・①

× 標準給付費総額の前々年度から当該年度への伸び率（厚生大臣告示）

× 当該年度に係る第2号被保険者負担率・・・②

（1円未満四捨五入）

① 標準給付費額とは、市町村特別給付や上乗せ給付を対象としない介護給付及び

### 防給付に要する費用

- ② 平成12年度から平成14年度については33%（算定政令第5条）（3年ごとに見直し）

※平成12年度及び平成13年度における医療保険納付対象額の見込額については、もととなる前々年度実績がないことから、上記算定式によらず以下とおりとなる。

- 平成12年度 各市町村の介護給付等対象サービスの見込み量等を踏まえてあらかじめ厚生大臣が告示する。（算定省令附則第2条第1項）  
平成13年度 各市町村が定めた平成12年度から16年度までの市町村介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量の合計、各市町村が支払基金に通知した医療保険納付対象額等を踏まえてあらかじめ厚生大臣が告示する。（算定省令附則第3条第1項）

### A-2

#### ○新設等以外の医療保険者の第2号被保険者の見込数（算定省令第8条第1項）

= 前々年度における当該医療保険者に係る第2号被保険者の数・・・①

× 第2号被保険者数の総数の前々年度から当該年度への伸び率（厚生大臣告示）  
(1円未満四捨五入)

① 前々年度終了後3月以内に報告される前々年度の各月末日における第2号被保険者の数の平均。当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、申請に基づき補正。（支払基金が厚生大臣の承認を受けて算定）

又は

#### ○新設等の医療保険者に係る第2号被保険者の見込数（算定省令第8条第2項）

= 新設又は成立の日以降の当該医療保険者に係る第2号被保険者の数等を勘案して算定（支払基金が厚生大臣の承認を受けて算定）

##### \* 新設等の医療保険者

: 当該年度の前々年度の4月2日以降に新たに設立された医療保険者又は同日から当該年度の4月1日までの間に合併・分割により成立した医療保険者

※平成12年度及び平成13年度における医療保険者に係る第2号被保険者の見込数については、もととなる前々年度実績がないことから、上記算定式によらず以下のとおりとなる。

- 平成12年度 平成10年度における各医療保険者の40歳以上65歳未満の医療保険加入者の数等を踏まえてあらかじめ支払基金が厚生大臣の承認を受けて算定する。（算定省令附則第2条第2項）  
平成13年度 平成11年度における各医療保険者の40歳以上65歳未満の医療保険加入者の数等を踏まえてあらかじめ支払基金が厚生大臣の承認を受けて算定する。（算定省令附則第3条第2項）

$$\boxed{A-3} \text{ すべての医療保険者に係る第2号被保険者の見込み数の総数} \\ = \boxed{A-2} \text{ の総数}$$

$$\boxed{A-4} \text{ 第2号被保険者1人当たり負担見込額（算定省令第9条）（厚生大臣告示）} \\ = \boxed{A-1} \div \boxed{A-3}$$

#### 4. 前々年度確定介護給付費納付金 **B** の算定式 ~法第153条~

$$\boxed{\text{前々年度確定介護給付費納付金の額 } B} = \\ \boxed{\text{前々年度におけるすべての市町村の}} \\ \boxed{\text{医療保険納付対象額の総額 } B-1} \\ \times \\ \boxed{\text{前々年度におけるすべての医療保険者}} \\ \boxed{\text{に係る第2号被保険者の総数 } B-3} \\ \boxed{\text{第2号被保険者1人当たり負担額 } B-4}$$

##### **B-1 医療保険納付対象額の総額（算定省令第10条）**

$$= \text{前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額の総額} \cdots ① \\ \times \text{前々年度に係る第2号被保険者負担率} \cdots ② \\ (1円未満四捨五入)$$

- ① 標準給付費額とは、市町村特別給付や上乗せ給付を対象としない介護給付及び予防給付に要する費用  
② 平成12年度から平成14年度については33%（算定政令第5条）（3年ごとに見直し）

##### **B-2 前々年度における当該医療保険者に係る第2号被保険者の数**

$$= \text{前々年度終了後3月以内に報告される前々年度の各月末日における第2号被保険者の数の平均}$$

$$\boxed{B-3} \text{ 前々年度におけるすべての医療保険者に係る第2号被保険者の総数} \\ = \boxed{B-2} \text{ の総数}$$

**B-4 第2号被保険者1人当たり負担額（算定省令第11条）（厚生大臣告示）**

$$= \boxed{B-1} \div \boxed{B-3}$$

## 5. 調整金額 **C** の算定式 ~法第151条第2項~

「算定省令第6条第1項、第2項」

### ①控除対象医療保険者

(前々年度の概算介護給付費納付金の額 > 前々年度の確定介護給付費納付金の額)

$$\boxed{\text{調整金額 } C} = \boxed{\text{超過額}} \times \boxed{\text{算定率 } C-1}$$

### ②加算対象医療保険者

(前々年度の概算介護給付費納付金の額 < 前々年度の確定介護給付費納付金の額)

$$\boxed{\text{調整金額 } C} = \boxed{\text{不足額}} \times \boxed{\text{算定率 } C-1}$$

**C-1 算定率（算定省令第6条第3項）（厚生大臣告示）**

$$\begin{aligned} &= (\text{すべての加算対象医療保険者の支払利息の合計額} - \\ &\quad \text{すべての控除対象医療保険者の受取利息の合計額}) \cdots \cdots ① \\ &\div (\text{すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額} - \\ &\quad \text{すべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額}) \end{aligned}$$

- ① あらかじめ支払基金が厚生大臣の承認を受けて算定する額

## 6. 市町村が行う支払基金に対する通知事項及び時期

現時点では、市町村の介護給付支払に係るシステム等が確定していないことから、算定省令上規定を置いていないが、今後、規定する予定としている。

## 7. 医療保険者が行う支払基金に対する報告

①各月末日における第2号被保険者数等：翌年度の6月末日まで

※第2号被保険者数等

- : a) 第2号被保険者数、
- b) 40歳以上65歳未満の加入者数、  
⇒ b) は a) の確認のため（法律上例示されている）

②合併等により成立した医療保険者等

合併等により消滅した医療保険者等の第2号被保険者数等

## 8. 介護保険第2号被保険者の要件について

### (1) 介護保険法上の規定

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第2号において、第2号被保険者とは、「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」とされている。

### (2) 住所要件について

「市町村の区域内に住所を有する」とは、

①住民基本台帳法上の住所を有する者

又は、

②外国人登録法第2条第1項に規定する者であって、同法に基づく登録を行っており、かつ、

ア) 入国時において出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年以上であること若しくは、

イ) 入管法第2条の2の規定により決定された入国当初の在留期間が1年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる者であること

のいずれかを満たす者であることを言う。

○ 具体的には、

①に該当しない者としては、日本国籍を有する者が海外に長期在住しており、我が国に住民票を有していない場合が想定される。

また、②に該当しない者としては、日本国籍を有しない者が労働等のために短期間我が国に在留する場合が想定される。

○ なお、上記解釈は、市町村国民健康保険における住所要件と同じ考え方としており、

従って、市町村国民健康保険については、すべて上記①及び②に該当するものとして取り扱うこととなると考えられる。

### (3) 医療保険加入者について

「医療保険加入者」とは、介護保険法上、健康保険法等の規定による被保険者等のみならず、被扶養者も含むこととされており（介護保険法第7条第26項参照）、第2号被保険者にはこれらいわゆる被用者保険の被扶養者も含まれるものであることに留意が必要である。

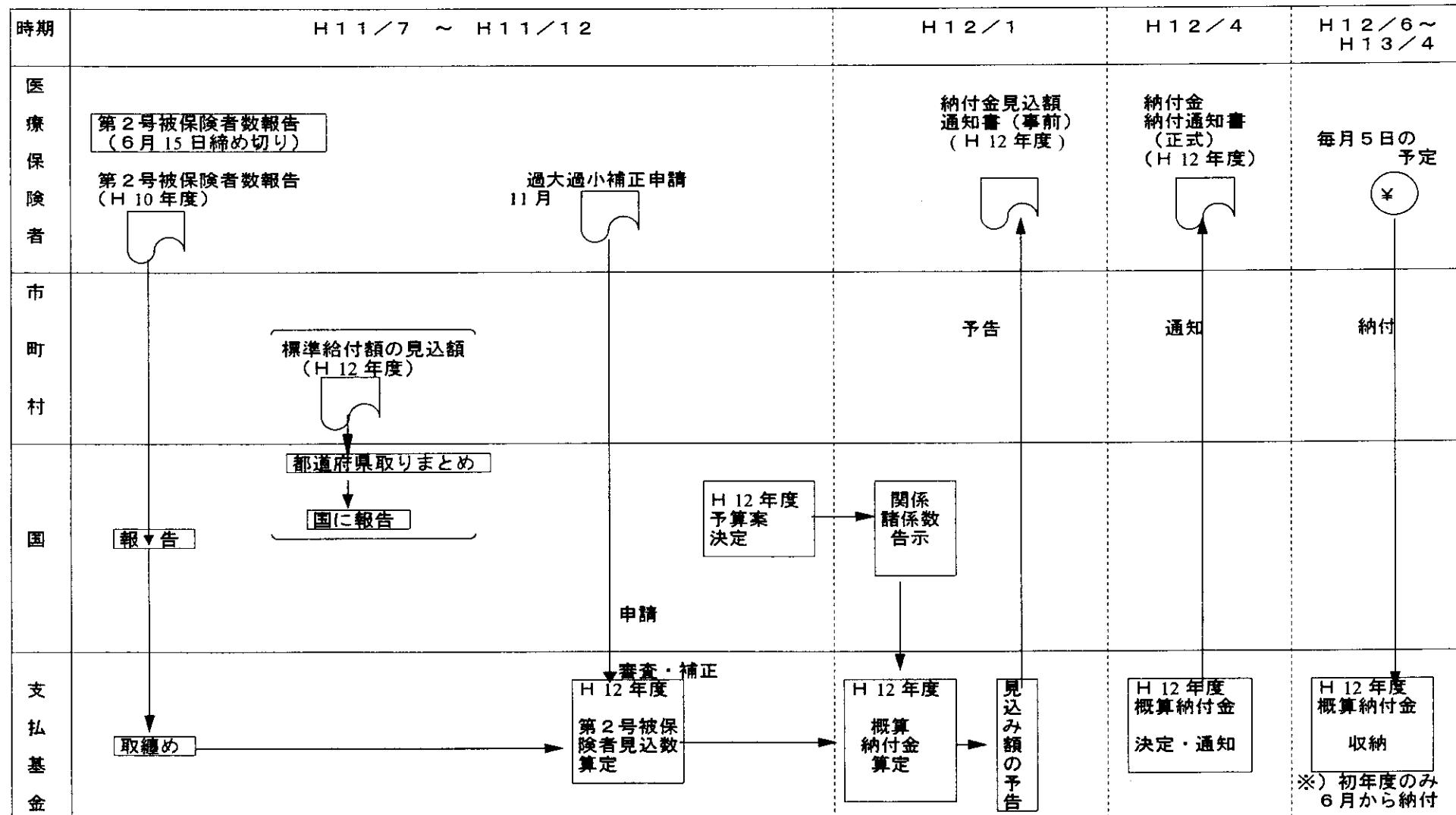
### (4) 適用除外事由について

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び当該規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、次に掲げる施設（以下「適用除外施設」という。）に入所又は入院している者については、当分の間、介護保険の被保険者としない特例が設けられている。

- ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設
- ②児童福祉法（昭和24年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- ③児童福祉法第27条第2項の厚生大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ④心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設
- ⑤国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑥生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設

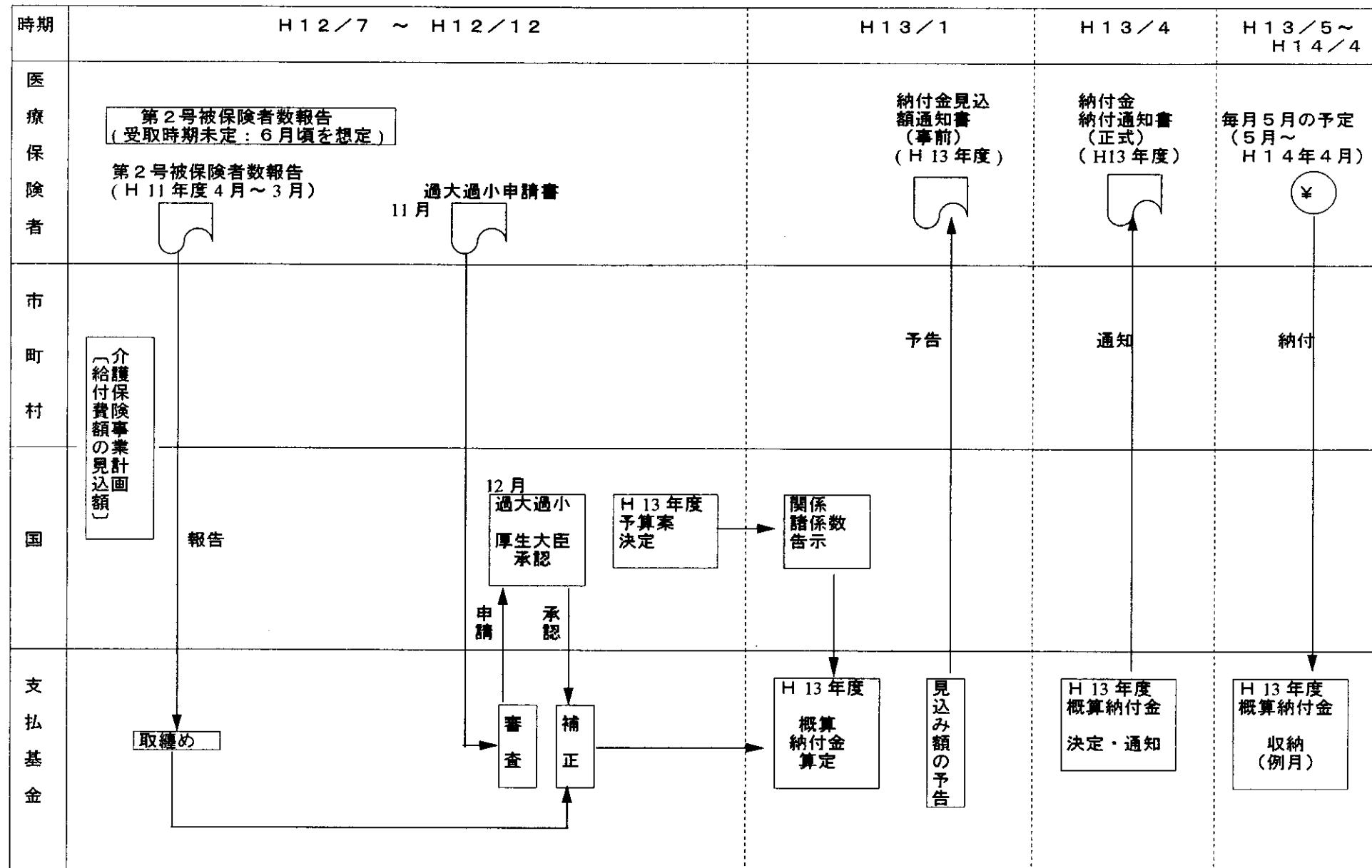
## 介護給付費納付金の事務処理フロー（未定稿）

### ①平成11年度から平成12年6月まで（平成12年度概算納付金）

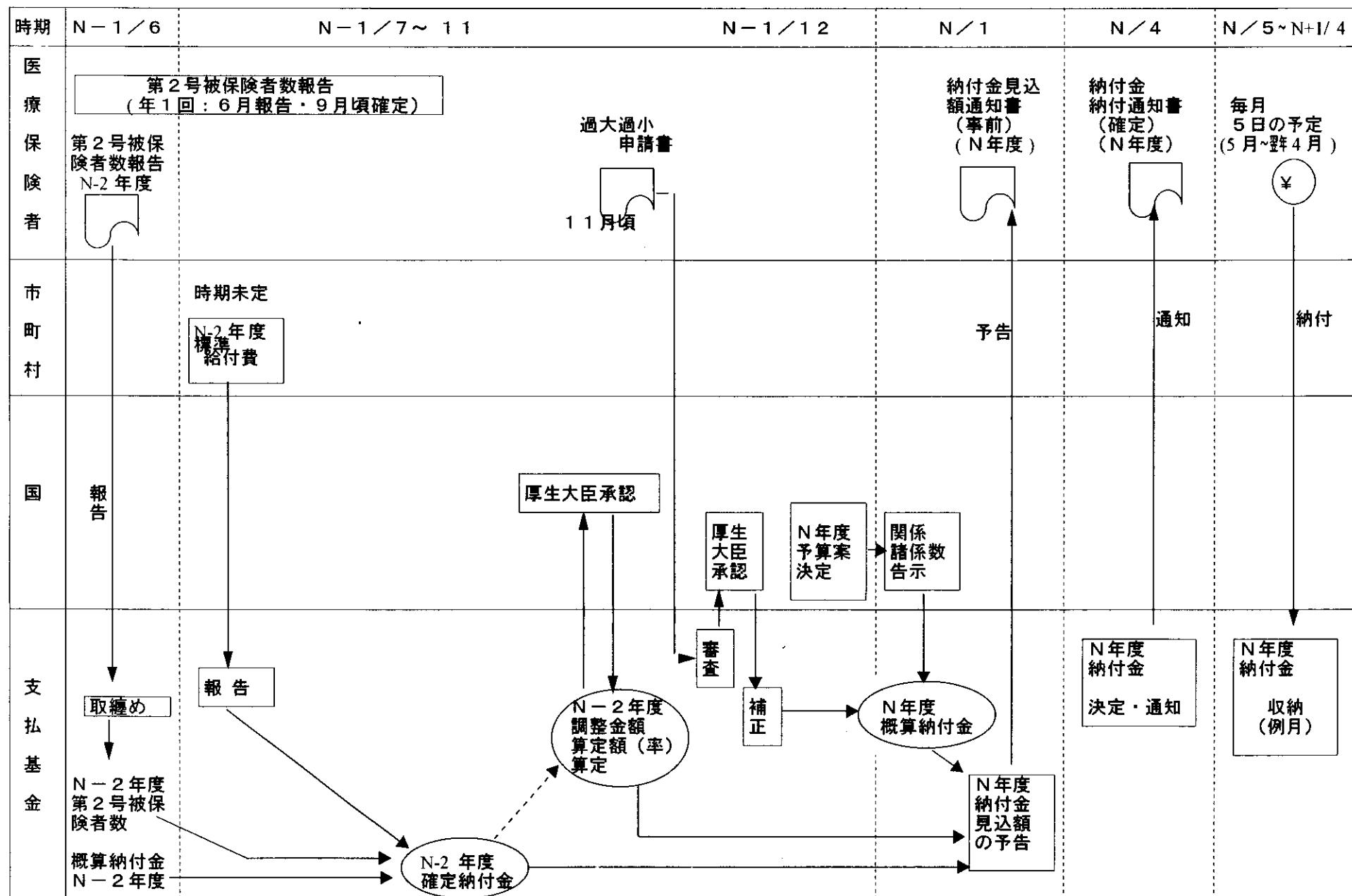


※ 平成12年度については、3月サービス提供分に対応する納付額がないことから、第1回の納付月が平成12年6月となり、平成13年4月までの11回納付となる。

②平成12年7月から平成13年5月まで（平成13年度概算納付金）



③平成N-1年6月から平成N年5月まで（平年度、N年度納付金）



## 第2号被保険者数調査結果について

### 1. 集計結果

- 標記は、平成12年度の概算介護給付費納付金の算定のため、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令附則第2条に基づき、各医療保険者の平成10年度等における介護保険第2号被保険者数等の調査を実施したもの。
- その結果の概要は、下表のとおりである。

区分	医療保険者数	(2)-③ 第2号被保険者数	① 総加入者数	② 40-64歳 加入者数	②／① 40-64歳 加入率	③ 第2号非該当者数	③／① 非該当者 加入率
合計	5,281	43,493,289	126,192,574	43,530,356	34.5%	37,067	0.03%
社 保 計	1,870	28,234,073	81,170,102	28,260,954	34.8%	26,881	0.03%
政管	1	13,595,290	37,899,570	13,595,290	35.9%	…	…
船保	1	118,306	266,747	118,306	44.4%	…	…
日雇	1	37,286	62,068	37,286	60.1%	…	…
共済	81	3,477,382	10,120,593	3,480,112	34.4%	2,730	0.03%
健保	1,786	11,005,809	32,821,124	11,029,960	33.6%	24,151	0.07%
国 保 計	3,411	15,259,216	45,022,472	15,269,402	33.9%	10,186	0.02%
組合	166	1,698,095	4,462,327	1,698,190	38.1%	95	0.00%
市町 村	3,245	13,561,121	40,560,145	13,571,212	33.5%	10,091	0.02%

### 2. 伸び率

- この数字は平成10年度ベースで調査したものであるため、平成12年度の概算介護給付費納付金の算定のためには平成12年度ベースの数字に置き換える必要がある。  
この際の伸び率としては、平成10年度の40歳～64歳の人口→平成12年度の40歳～64歳の人口により算定し、  
0. 99568296  
とする予定。

平成10年の40歳～64歳人口 (※1) ①	43780千人
平成12年度の40歳～64歳人口 (※2) ②	43591千人
伸び率(②/①)	0.99568296

※1 平成10年10月1日現在、総務庁

※2 平成9年人口推計（中位推計）

### 3. 過大過小補正

- 各医療保険者における平成12年度の概算納付金算定のための第2号被保険者数は、各医療保険者の調査結果数に2. の伸び率を乗じて算定する。
- しかしながら、保険者を構成する事業所等の縮小（リストラ）等で第2号被保険者数が著しく減少する見込の医療保険者等、当該医療保険者の特別の事情により平成10年度等の第2号被保険者数が著しく過大又は過小であり、当該数を用いて概算介護給付費納付金を算定することが不適当な場合については、医療保険者からの申請により当該数の補正（いわゆる過大過小補正）を行うこととする。
- この場合の、著しく過大又は過小とは、実績の推移等から妥当と認められる数値に比しておおむね20%以上乖離していると認められる場合とする。
- 補正の時期としては、できるだけ後の方が直近の状況まで反映可能となることから、11月頃各医療保険者に補正依頼を行う予定としている。

